

令和5年度第3回総合教育会議議題概要書

総合政策部 経営戦略課

内 容	■協議・調整事項	□報告事項
基本計画	政 策 (01)	地域と行政の共働による魅力輝くまちづくり
	大施策 (09)	戦略的自治体経営と行政改革の推進
	小施策 (02)	行政改革の推進
議題名	大野城市教育施策大綱(案)へのパブリックコメントの実施結果の報告及び意見をふまえて 修正した大綱(案)について	
議 題 概 要	今年度、教育施策大綱が最終年度を迎えることから、令和6年度からの教育施策大綱(案)について協議するもの。	
提 案 理 由	市長は、地域の実情に応じた、地方公共団体の教育、学術及び文化(以下、「教育等」という)の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するにあたって、総合教育会議において協議・調整の上、策定するものであるため。	
論 点 整 理	教育施策大綱(案)に対するパブリックコメントの実施結果について報告するとともに、意見をふまえて修正した内容について協議するもの。	
その他	添付資料 別紙1 大野城市教育施策大綱(案)へのパブリック・コメントの実施結果の概要について 別紙2 大野城市教育施策大綱(案)へのパブリック・コメント対応一覧 別紙3 大野城市教育施策大綱(案)	

大野城市教育施策大綱(案)へのパブリック・コメントの 実施結果の概要について

- 1 **実施時期** 令和5年12月4日(月)～令和6年1月11日(木)
- 2 **実施場所** 市ホームページ、市役所1階ロビー、行政資料室(市役所新館3階)、経営戦略課(市役所本館3階)、各コミュニティセンター、すこやか交流プラザ、青少年の居場所「ユープレ」、まどかぴあ図書館

- 3 **意見募集結果** 3名から合計12件の意見が提出されました(別紙2のとおり)
(意見内訳)

分類	件数	修正あり	修正なし
字句の修正	0	0	0
図・表の修正	0	0	0
内容への意見	11	3	8
その他	1	0	1
合計	12	3	9

4 主な意見

◆No. 1、2 基本理念「郷土を愛し 一人一人が かがやく ひとづくり」について【修正を伴うもの】

- ・「郷土」や「ふるさと意識」を強調することは多くの市民に「自分たちは所詮よそ者なんだ」と思わせているのではないか。
 - ・「ふるさと大野城」を前面に出すまちづくりでは、以前から住んでいる人々の円の中に入り難く疎外感につながるであろうと自分自身の経験から感じる。
- ⇒本市の考え方をより分かりやすく伝えるため、基本理念を説明する文章の3行目に「今後もコミュニティよるまちづくりを推進していくためには、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても、自分たちの暮らす大野城市に愛着や誇りを持ってもらうことで、大野城市を「郷土」と思う教育等が重要であることから、」を追記・修正します。

◆No. 3 基本理念「郷土を愛し 一人一人が かがやく ひとづくり」について【修正を伴わないもの】

- 日本人は、特に子どもの「自己肯定感」や「自尊意識」の低さが問題と指摘されていることから、「郷土愛」より先に、「自己肯定感」や「自尊意識」を育む教育が必要であると思う。
- ⇒市民が自分たちの暮らす地域(郷土)を愛することやその地域で一人一人がかがやくことが「自己肯定感」や「自尊意識」を育むことになると考えることから、修正は行わないこととします。

- 5 結果の公表期間 令和6年2月26日(月)～令和6年3月26日(火)
- 6 結果の公表方法 市ホームページ、市役所1階ロビー、行政資料室(市役所新館3階)、経営戦略課(市役所本館3階)、各コミュニティセンター、すこやか交流プラザ、青少年の居場所「ユープレ」、まどかぴあ図書館

以上

No.	項目	意見概要	意見に対する市の考え方	備考	頁	修正の有無
1	5 基本理念	<p>郷土愛は、教育基本法に教育の目標の5番目（第2条第5項）として「我が国と郷土を愛するとともに、」とあり、また、大綱は「地域の実情に応じて」策定することとされているが、本市において「郷土愛」を基本理念の先頭にもってくるのは「実状に応じて」と言えないのではないかと思います。</p> <p>「郷土」とは、一般には生まれ育った場所のことである。大野城は先祖代々その地に暮らしている人ばかりが市民ではないため、「郷土」や「ふるさと意識」を強調することは多くの市民に「自分たちは所詮よそ者なんだ」と思わせているのではないかと。</p>	<p><u>「郷土」に関する本市の考え方を以下のとおり示します。また、頂いたご意見をもとに、基本理念の説明文の一部文言を追記します。</u></p> <p>本市は、市制施行以来、人と人とのつながりを大切にし、市民が主役のコミュニティによるまちづくりを一貫して進め、コミュニティ都市として発展してきました。</p> <p>昭和40年代に人口の流入が激しくなり、新旧住民の融和を図り、人と人とのふれあいを大切にするため、地域住民が主体となった「まどか運動」が始まりました。その活動は今日まで脈々と受け継がれ、大野城市のコミュニティによるまちづくりの礎となっています。</p> <p>このように、生まれ育ったところに関わらず、自分たちの住むまちを愛し、良くしていこうとする先人の想いは、社会の在り方が変化する中であっても、変わることなく次の世代に引き継いでいくべきものと考えています。</p> <p>そのため、基本理念では、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても大野城市に愛着や誇りを持ち、大野城市を「郷土」や「ふるさと」と思うことを「郷土を愛する」として示しています。</p> <p>頂いたご意見を踏まえて、本市の「郷土」に対する考え方をより分かりやすく伝えるため、基本理念を説明する文章の3行目に「<u>今後もコミュニティによるまちづくりを推進していくためには、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても、大野城市に愛着や誇りを持ってもらうことで、大野城市を「郷土」と思う教育等が重要であることから、</u>」を追記・修正します。</p>		3	大綱の修正あり
2	5 基本理念	<p>本市では、人口の流入が激しくなり人間関係が疎かになってきた1967年から、まどかな心でお互いの人間関係を進展させようとした「まどか運動」。私はこの運動は正しかったと思っており、自分も15歳の時に転入してきたが、受け入れてもらったと感じている。</p> <p>今回の大綱の基本理念では「郷土を愛し」が冒頭にあり、「ふるさと大野城に愛着を持ち」「郷土を愛する人づくりを基本とし」等の記述があったが、「まどか運動」で求め続けてきた方向性とは違うと感じる。</p> <p>今後大野城市に引っ越してくる人たちにとって、「お互いの人間関係を進展させよう」ととりくむ「まどか運動」ではなく、「ふるさと大野城」を前面に出すまちづくりでは、以前から住んでいる人々の円の中に入り難く疎外感につながるであろうと自分自身の経験から感じる。疎外感を感じた人たちは、大野城市をふるさとと感じることなく、いずれ転出していくと予想される。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえて、本市の「郷土」に対する考え方をより分かりやすく伝えるため、基本理念を説明する文章の3行目に「<u>今後もコミュニティによるまちづくりを推進していくためには、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても、大野城市に愛着や誇りを持ってもらうことで、大野城市を「郷土」と思う教育等が重要であることから、</u>」を追記・修正します。</p>		3	大綱の修正あり

No.	項目	意見概要	意見に対する市の考え方	備考	頁	修正の有無
3	5 基本理念	<p>基本理念「郷土を愛し 一人一人がかがやく ひとつづくり」の変更を強く願う。</p> <p>日本人は、特に子どもの「自己肯定感」や「自尊意識」の低さが問題と指摘されていることから、「郷土愛」より先に、「自己肯定感」や「自尊意識」を育む教育が必要であると思う。</p> <p>愛情をもって大切な存在として育てられ、学校が楽しくて、地域でも大切にされれば、郷土を愛する気持ちはその後に、自ずと育まれていくのではないかと思う。</p>	<p><u>基本理念では、郷土を愛することが子どもたちの「自己肯定感」や「自尊意識」を育むことにつながることから、修正は行いませんが、本市の考え方は以下のとおりです。</u></p> <p>本市では、子どもたちが未来に夢と希望をもち、社会の変化に主体的に対応することができるよう、「心の教育」として、道徳教育の充実や地域での様々な体験活動などを市全体で推進し、たくましい心や豊かな心を育てています。</p> <p>特に、子どもたちは体験活動を通じて、自分たちの暮らす地域の良さや、地域の恩恵を受けていることを実感することで、地域に愛着や誇りを持つことができ、その結果、生活の充実感や豊かな心、「自己肯定感」や「自尊意識」を育むことなどにつながっていると考えます。</p> <p>また、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、多様な市民一人一人がそれぞれの幸せや生きがいを感じ、かがやくことのできる教育や文化を目指すことも大切だと考え、基本理念を設定しています。</p> <p>このことから、市民が自分たちの暮らす地域（郷土）を愛することやその地域で一人一人がかがやくことが「自己肯定感」や「自尊意識」を育むことになると思います。</p>		3	大綱の修正なし
4	5 基本理念	<p>兵庫県明石市では、子育て支援を充実させたことにより、転入する人が増え、想定を上回る人口増になり、その結果税収もアップし、子どもだけでなく高齢者も含め全ての住民の満足につながっている。</p> <p>基本理念では、「まどか運動」をさらに発展させ「こどもを核としたコミュニティづくり」を目指し、人口増、税収増、住民満足度の向上につなげるべきである。</p>	<p><u>教育施策大綱は、教育や文化の基本的な考え方を示すものであることから、基本理念の修正は行いませんが、本市の考え方は以下のとおりです。</u></p> <p>本市は、No.1、2で示したとおり、コミュニティによるまちづくりに一貫して取り組んできました。</p> <p>本市のまちづくりの基本的な方針である「第6次大野城市総合計画」の基本構想では、都市将来像として「未来をひらく にぎわいとやすらぎの コミュニティ都市」を示し、その実現に向けて各種施策を推進しています。</p> <p>教育施策大綱の基本理念は、この都市将来像を教育等の視点から実現することを目指して、全世代における教育等の振興のあり方を示すものであり、各施策や取組は総合計画及び各種計画等で示していくこととしています。</p>		3	大綱の修正なし

No.	項目	意見概要	意見に対する市の考え方	備考	頁	修正の有無
5	5 基本理念	<p>「ひとづくり」という言葉は、教育施策分野においてふさわしくないと考えるため、使わないでいただきたい。</p> <p>教育は、「ものづくり」や「まちづくり」とは異なり、一人一人の人間の中にある良いところや可能性を見つけて、引き出し、育んでいくことが教育ではないか。</p> <p>「ひとづくり」というのはクローンをつくるか、鋳型にはめる、そのような印象を与え、息苦しさ生きづらさを感じている子どもたち、不登校の子どもたちの多くは、鋳型にはめられることに抵抗しているように感じる。</p>	<p><u>「ひとづくり」という言葉は、多様な幸せや生きがいを持つ市民一人一人を育むことを表していることから、修正は行いませんが、本市の考え方は以下のとおりです。</u></p> <p>「ひと」は、「人」という漢字で表すことができますが、ひらがな表記にすることで、一人一人異なる幸せや生きがいを持つ、多様な市民であることを表しています。</p> <p>また、「つくる」は「創る」、「作る」、「造る」などの漢字で表すことができますが、ひらがな表記にすることで、健やかな身体や豊かな心、思考力や表現力、主体的に取り組む態度など、人の内面・外面を問わず、様々な側面を育むことを表しています。</p> <p>本市は、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、多様な市民一人一人がそれぞれの幸せや生きがいを感じ、かがやくことのできる教育や文化を目指し、育んでいくことが大切だと考え、「一人一人がかがやくひとづくり」として示しています。</p> <p>なお、「ひとづくり」という言葉は、国や県、他の自治体の職員育成計画や教育施策に関する計画等でも活用されているところです。</p>		3	大綱の修正なし
6	6 基軸	<p>「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます</p> <p>郷土の基軸の再考を求める。「ふるさと」とは何か疑問である。もっと広い視野、特に子どもには日本全体や世界に目を向けてほしい。</p> <p>「主体的にかかわる市民を育みます」というのは、市にとって都合がいいだけであって、市民にとってどうなのか大いに疑問があります。</p> <p>「市民を育みます」という表現に、強い違和感を覚える。</p>	<p><u>基軸「郷土」の考え方はNo.1、2に示すとおりであるため、修正は行いませんが、市の考え方は以下のとおりです。</u></p> <p>教育施策大綱で示す「ふるさと」とは、その人が生まれ育った場所に関わらず、自分たちの住むまちに愛着や誇りをもち、より良くしていきたいと思う地域や場所のことです。</p> <p>基軸「郷土」の視点では、自分たちが住むまちに愛着や誇りをもち、その発展のために、主体的に行動しようとする意思を育むことを示しています。</p> <p>地域で他人と関わるなかで、相手を尊重し、思いやる気持ちや、自分が育まれているという自覚を持つことで、地域に貢献したいという気持ちが芽生え、その結果、自らの意思で行動しようとする態度が培われると考えます。</p> <p>このことは、地域の発展だけでなく、現代社会における様々な課題に向き合い、その解決のために主体的に行動する市民が育まれるものと考えます。</p>		4	大綱の修正なし

No.	項目	意見概要	意見に対する市の考え方	備考	頁	修正の有無
7	6 基軸 [郷土] 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます	「郷土」の順番は「知」「徳」「体」の後にしてほしい。	本市の考え方は以下のとおりであることから、 <u>基軸「郷土」の修正は行わないこととします。</u> 基本理念を「郷土を愛し 一人一人がかがやく ひとづくり」とした考え方は、No.1、2、3で示したとおりです。この考え方に基づき、基軸は現在の順番としています。		4	大綱の修正なし
8	6 基軸 [郷土] 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます	教育基本法第1条（教育の目的）で求めているのは、「人格の完成」であり、第2条（教育の目標）においても郷土愛は5番目の項目である。 そのため、第1に掲げるべきは「郷土」ではなく、「個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめること」であるべき。 「人格の完成」とは「多様な人たちと折り合いをつけながら目標を達成すること」と考える。 市民に分かりやすい表現としては、「誰もが尊重される人権のまちづくり」が適当であると考えます。	本市の考え方は以下のとおりであることから、 <u>基軸「郷土」の修正は行わないこととします。</u> No.1、2、5で示した考え方から、基軸「郷土」で「ふるさと大野城」の発展に主体的に関わろうとする意思を育むことは、市民一人一人の人格形成にも寄与していると考えます。		4	大綱の修正なし
9	6 基軸 [郷土] 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます	これでは、今後大野城市に転入してくるであろう人々の疎外感につながることは、自分自身の経験から強く感じる。 兵庫県明石市のようにとことん「こどもを核としたまちづくり」に取り組むことで、将来の人口増を目指し、その結果税収アップ、そして住民全ての満足につながることを目指すべきである。 そのためには、現在大野城市に在住している人たちだけのかけ声のように感じる「郷土」「ふるさと」を前面に押し出すのではなく、「誰もが尊重される人権のまちづくり」を前面に出すべきである。	本市の考え方は以下のとおりであることから、 <u>修正は行わないこととします。</u> No.1、2で示したとおり、コミュニティによるまちづくりを継続して発展させていくために、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入した人であっても大野城市に愛着や誇りを持ってもらい、市民一人一人が自分たちが住む地域の発展のために、主体的に行動しようとする意思を育むことが大切であると考えています。		4	大綱の修正なし
10	7 基本方針 [基本方針12] 歴史と文化を愛し、「ふるさと意識」を醸成する	歴史を学ぶこと、歴史に学ぶこと、文化を尊重することは大切である。 しかし、歴史（過去）は、戦争や差別など負の面も多くあるため、「愛する」対象にするのは難しいのではないかと。 「歴史や文化を大切にし」など、文言を変更してもらいたい。	<u>基本方針12に関する本市の考え方を以下のとおり示します。また、頂いたご意見をもとに、一部文言を修正します。</u> 基本方針12は、大野城市の歴史や文化について学ぶことで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもち、「郷土を愛する」気持ちが培われると考えることから、歴史や文化を「愛する」という表現にしていました。 歴史や文化を学び、大切だと思ふことが、郷土を愛することにつながると考えるので、頂いたご意見を踏まえて、基本方針12を「 <u>歴史や文化を大切にし、「ふるさと意識」を醸成する</u> 」に修正します。		10	大綱の修正あり

No.	項目	意見概要	意見に対する市の考え方	備考	頁	修正の有無
11	7 基本方針 [基本方針12] 歴史と文化を愛し、「ふるさと意識」を醸成する	「ふるさと」や「ふるさと意識」とは何か、「ふるさと意識」がなぜ必要なのか、「ふるさと意識」は人の幸せにつながるのか、なぜ事さらに「醸成」しなくてはならないのか理解できない。	「ふるさと」、「ふるさと意識」に関する考え方は、以下のとおりです。 教育施策大綱で示す「ふるさと」は、No.6に示すとおり、その人が生まれ育った場所に関わらず、自分たちの住むまちに愛着や誇りをもち、より良くしていきたいと思う地域や場所のことです。 「ふるさと意識」とは、市民が自分たちが住むまちに愛着や誇りをもち、その地域の一員として地域を大切に思う気持ちのことです。 「ふるさと意識」を醸成することで、地域のために主体的に行動しようとする意思や、他人と関わることを通じて、互いを尊重し思いやる気持ちを育むことにつながると考えています。		10	大綱の修正なし (意見に対する回答)
12	8 その他 —	ユープレは若者の居場所の提供として有意義な施設であると考えられるが、なんらかの問題を抱えている子どもたちに適した環境を提供できているか気になる。 今後は、そうした子どもたちが気兼ねせずに寄ることができる居場所やプログラムの提供を進めてほしい。	青少年の居場所（ユープレ）の目的及び取組に対する考え方は、以下のとおりです。 青少年の居場所（ユープレ）は、多感な時期にある中・高校生世代を中心とした青少年が、家庭や学校以外の自身の居場所をもち、信頼できる大人や同世代の仲間とコミュニケーションをとる中で、自尊感情や社会性を育むことを目的に設置しています。 教育施策大綱では、様々な課題を抱える子ども達であっても地域の中で心身ともに健やかに成長できる環境の整備を進めることが重要であることから、基本方針6「子どもたちが健全に成長できる環境を整える」の指針を掲げています。また、「後期基本計画」においても児童少年期の取組として進めていくこととしています。 今後、ユープレを含む子ども達の居場所やプログラムなどの具体的な取組については各種計画等で検討してまいります。		-	大綱の修正なし (意見に対する回答)

大野城市教育施策大綱(案)
(令和6年度～令和10年度)

令和●年●月

大野城市

目次

1	策定の趣旨	1
2	大綱の位置付けと構成	1
3	大綱の期間	1
4	体系図	2
5	基本理念	3
6	基軸	4
7	基本方針	5-11

1 策定の趣旨

2014年(平成26年)6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長には、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化(以下「教育等」という。)の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が求められています。

そのため、本市の教育等の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、これから取り組む教育等の基本的な考え方及び今後の方向性を示すものとして、大野城市教育施策大綱(以下「大綱」という。)を策定します。

2 大綱の位置付けと構成

大綱の策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」を参酌しながら、「第6次大野城市総合計画」の基本構想に掲げる都市将来像を教育等の視点から実現するため、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で、策定しています。

大綱は、「基本理念」、「基軸」、「基本方針」によって構成します。

「基本理念」は、本市の教育等の振興のあり方を端的に示すものです。「基軸」は基本理念を実現するための考え方を示し、基軸に基づき具体的な施策を計画・立案する際の指針を「基本方針」として示しています。

3 大綱の期間

大綱の期間は、「第6次大野城市総合計画」の後期基本計画との整合性を図るため、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 体系図

基本理念

郷土を愛し 一人一人が かがやく ひとづくり

基軸

- 郷土** 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます
- 知** 自己実現に向かって、生涯にわたり学び続ける市民を育みます
- 徳** 他人を思いやり、社会に貢献しようとする心豊かな市民を育みます
- 体** 心身ともに、すこやかでたくましく生きる市民を育みます

基本方針

		郷土	知	徳	体
乳幼児期 (0~5歳)	1 安心して子育てができる環境を整える				●
	2 こどもたちのすこやかな成長を支援する		●	●	●
児童・ 少年期 (6~17歳)	3 こどもたちの生きる力を育む	●	●	●	●
	4 学校教育環境を充実させる	●	●	●	●
	5 児童生徒に寄り添った支援を行う		●	●	●
	6 こどもたちが健全に成長できる環境を整える	●		●	●
青年期 (18~39歳)	7 未来を担う若者を育成する	●		●	
	8 心豊かで活力ある生活を支援する	●	●	●	
壮年期 (40~64歳)	9 生活を充実させるための環境をつくる	●	●	●	
高齢期 (65歳~)	10 地域で活躍できる環境を整える	●	●		
全世代	11 人権を尊重し、男女共同参画を推進する			●	
	12 歴史と文化を大切に、「ふるさと意識」を醸成する	●	●	●	
	13 スポーツ・芸術文化を通して豊かな生活を支援する			●	●
	14 安全で安心な教育関連施設の管理運営を行う	●	●		●

5 基本理念

郷土を愛し

一人一人が かがやく

ひとづくり

本市では、昭和 47 年の市制施行以来、市民が「ふるさと大野城」に愛着を持ち、いつまでも住み続けたいとなるよう、人と人のつながりを大切にしたコミュニティによるまちづくりを一貫して進めてきました。今後もコミュニティによるまちづくりを推進していくためには、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても、大野城市に愛着や誇りを持ってもらうことで、大野城市を「郷土」と思う教育等が重要であることから、「郷土を愛するひとづくり」を教育等の基本とします。

全国的に少子・高齢化や人口減少、ICTなどが進み、ものの見方や考え方、価値観が多様化しています。そのような流れのなかで、本市においても地域の中で育まれてきた共働の精神と住民同士のつながりを持ち、市民一人一人が主役となって大野城の未来を切り拓くことのできる「ひとづくり」を進めていく必要があります。

そのため、年齢や性別、障がいの有無、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、多様な市民一人一人がそれぞれの幸せや生きがいを感じ、かがやくことのできる教育等を目指すことを、基本理念とします。

6 基軸

郷土

「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる
市民を育みます

知

自己実現に向かって、生涯にわたり学び続ける
市民を育みます

徳

他人を思いやり、社会に貢献しようとする
心豊かな市民を育みます

体

心身ともに、すこやかでたくましく生きる
市民を育みます

「教育基本法」では、教育の目標を、知・徳・体の調和のとれた発達を基本に、自主自律の精神や、日本の伝統・文化を尊重し郷土を愛する態度などを養うことを定めています。

本市の教育は、歴史や文化、郷土の自然を生かしながら、調和がとれ、活力に満ちた地域社会を築くとともに、未来を拓く確かな学力、他人を思いやる心などを備えた豊かな人間性、健やかな体を培うことを大切にしてきました。

そのため、本市の小中学校では現在も、知・徳・体のバランスのとれた力として「生きる力」を養うことを目指し、教育を推進しています。また、本市の特徴として、全世代にわたって心のふるさと館や公民館、コミュニティセンターなどを核とした「郷土」に愛着を持ってもらう教育を推進しています。

これらのことから、将来において、市民一人一人が郷土を愛し、かがやくために必要な視点を「郷土」・「知」・「徳」・「体」の4つに定め、基軸とします。

「郷土」： 「ふるさと大野城」に愛着を持ち、その発展のために自らの意思で関わり、寄与しようとする意志を育みます。

「知」： 誰もが自分らしく充実した人生を送るために、自己実現へ向かう過程（自分の能力、強み、可能性を発揮・実現することを通じて、自分らしい生き方をすること）を大切にし、生涯にわたって学び続ける意思を育みます。

「徳」： 市民が互いに思いやり、心の融和を図るまどかな心を持ち、地域や社会を豊かに発展させていく姿勢を育みます。

「体」： 将来の予測が困難な時代においても、生き抜くことができる健康な心身を育みます。

7 基本方針

基本方針は、基軸で示した4つの視点に基づき、本市の教育等の取組における現状と課題、今後の方向性を整理し、具体的な施策を計画・立案する際の指針として、ライフステージ別に体系化します。

基本方針1 [乳幼児期]

体

安心して子育てができる環境を整える

【現状と課題】

共働き世帯の増加や働き方の変化等により、子育ての環境は多様化しています。乳幼児を安心して預けることができる、安全で質の高い幼児教育・保育環境が求められており、そのための人材確保や育成を進めていく必要があります。

また、子育て世帯の経済的な不安に対して、医療費助成・児童手当・児童扶養手当などの経済的支援のニーズに適切に対応していく必要があります。

【今後の方向性】

幼児教育・保育環境や子育て支援制度を充実させ、安心して子育てができる環境を整備していきます。

基本方針2 [乳幼児期]

知

徳

体

こどもたちのすこやかな成長を支援する

【現状と課題】

現代の子育て世代の家庭では、こどもの心身の成長に関する悩みや子育てにおける孤独感を感じる場合があります。こどもの心身の成長のためには、親子の健康やこどもの発達・発育状況を把握し、早期の支援を行う必要があります。

また、育児での孤立を防ぐために、多くの親子が気軽に利用できる交流の場を整備することが求められています。

【今後の方向性】

親子同士の交流ができる場所や機会、健康支援の充実により、親子が心身ともに健やかに成長することができるよう支援していきます。

こどもたちの生きる力を育む

【現状と課題】

こどもたちの「学びに向かう力・人間性」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を育むことが求められています。

学力や体力を育み、正しい人権感覚と「ふるさと大野城」に愛着と誇りを持つ豊かな心を醸成する教育を推進するとともに、学校・保護者・地域・行政が連携しながら、社会全体でこどもたちを育てていく必要があります。

【今後の方向性】

学校、保護者、地域、行政が連携して、こどもたちの「生きる力」を育む教育を推進していきます。

学校教育環境を充実させる

【現状と課題】

学校保健や小中学校給食の充実、就学援助等の支援を行い、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を維持していく必要があります。

また、小中学校における ICT を活用した教育環境の充実や、郷土について自ら学び、考えることができる教育環境の整備が求められています。

【今後の方向性】

児童生徒が安心して学校生活を送り、また新たな時代に必要となる資質・能力や、ふるさとの発展に貢献しようとする心を育成することができるよう、学校教育環境の整備をさらに進めていきます。

児童生徒に寄り添った支援を行う

【現状と課題】

小中学校では、特別支援学級及び通常学級において、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、その支援体制を充実させていく必要があります。

いじめの態様が多様化しており、児童生徒の人権を守るために、市民全体で関わっていく意欲を高めることや、学校での早期発見・早期対応の取組を強化していくことが求められています。

不登校の児童生徒が増加しており、不登校の児童生徒とのつながりづくりや安心して過ごすことができる居場所づくり等、多様な支援体制を整備していくことが求められています。

【今後の方向性】

様々な事情を抱える児童生徒や家庭に寄り添い、誰もが適切な環境の元で、一人一人に合った教育を受けることができるよう支援体制を整備していきます。

子どもたちが健全に成長できる環境を整える

【現状と課題】

家族構成や働き方の多様化などにより子育て環境は変化しており、保護者が安心して子育てができる環境整備が求められています。

また、共働き世帯の増加や育児の孤立を防ぐ観点から、子どもが気軽に立ち寄り、地域の人や、子ども同士で過ごせる「居場所づくり」が求められており、心身の健全育成のために交流や体験の機会を増やす必要があります。

【今後の方向性】

相談支援体制をさらに整え、子どもたちが安心して生活できる環境や、「居たい・行きたい・やってみたい」と思える居場所を整備し、健やかな成長を支援していきます。

未来を担う若者を育成する

【現状と課題】

学校や家庭以外で、青少年が自分の居場所だと感じ、地域や社会とつながることができる場所が求められています。

また、青少年の自立や規範意識の醸成、地域の担い手やリーダーとなる青少年の育成が求められており、交流・相談の場の充実や青少年のコミュニティ活動への参画を促進する必要があります。

【今後の方向性】

青少年の社会参画や社会的自立に向けた取組を進め、規範意識の高い青少年を育成していきます。

心豊かで活力ある生活を支援する

【現状と課題】

青年期は、仕事や家庭で忙しく、自己の充実のための生涯学習や多様な文化に触れる時間が取れない人が多いことから、地域で気軽に参加できる機会を創出することが求められています。

また、在住外国人が増加していることから、コミュニケーション能力の向上を図るための ICT の活用や地域における異文化交流などの推進が求められています。

【今後の方向性】

生涯学習や多様な文化に触れることができる環境を整備し、人と人、地域間の交流を推進することで、心豊かで活力ある生活ができるよう支援していきます。

生活を充実させるための環境をつくる

【現状と課題】

生活環境が変化する壮年期では、仕事以外にも楽しみや仲間をすることで今後の人生を豊かにすることから、自分に合った生涯学習や趣味を始める機会を創出することが求められています。

【今後の方向性】

地域で、生涯学習や芸術文化に触れることができる環境を整備し、充実した生活ができるよう支援していきます。

地域で活躍できる環境を整える

【現状と課題】

高齢者が自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、気軽に集い、仲間と出会うことができる環境づくりと社会参加の創出が求められています。

また、学びの場や、スポーツ、芸術文化、貢献活動など高齢者が地域で活躍できる機会の一層の充実を図るとともに、魅力ある新たな機会を創出し、生きがいづくりの取組や、地域社会に参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

【今後の方向性】

高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境を整備し、自分らしく生きがいを持って暮らせるよう支援していきます。

人権を尊重し、男女共同参画を推進する

【現状と課題】

急速な情報化の進展に伴い、部落差別をはじめ、年齢、性別、障がい、性自認、性的指向、人種、国籍、民族などを理由とする様々な差別や人権侵害が多数発生しており、それらの解消のために、市民がそれぞれの人権課題に関する正しい知識と豊かな人権感覚を身に付けていくことが必要です。

社会の中で根強く残る固定的な性別役割分担意識が個人や社会のあり方に大きな影響を与えていることから、解消に向けた啓発が必要であるとともに、性に基づく暴力が増加しており、被害者の保護や予防的な事業を実施していくことが求められています。

【今後の方向性】

差別や人権侵害がなく、性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮でき、市民一人一人が安心して幸福を実感しながら「自分らしく」生活できる社会を実現します。

歴史と文化を大切にし、「ふるさと意識」を醸成する

【現状と課題】

市民の、自分たちが住む地域への誇りや愛着、地域の一員であるという「ふるさと意識」を醸成するため、心のふるさと館での展示や各種講座、小中学校でのふるさと教育などの取組を進めてきました。

今後さらに、大野城市の歴史や文化、文化財などの地域資源を活用しながら「ふるさと大野城」の魅力を発信していく必要があります。

【今後の方向性】

大野城市の地域資源を有効活用することで、市民の「ふるさと大野城」への誇りと愛着を醸成していきます。

スポーツ・芸術文化を通して豊かな生活を支援する

【現状と課題】

スポーツや芸術文化などの様々な体験活動や読書活動は、自己肯定感や協調性などを育み、市民一人一人の人生がより充実したものになることから、これらの活動を充実していくことが求められています。

また、スポーツや芸術文化、読書活動への関わり方は多様化してきており、様々な形で触れ合う機会を提供することが求められています。

【今後の方向性】

すべての世代でスポーツや芸術文化などに触れることができ、心身ともに豊かな生活を送ることができるよう支援していきます。

安全で安心な教育関連施設の管理運営を行う

【現状と課題】

教育関連施設の毎年度の自主点検等により、劣化状況の把握や施設の維持管理に関する計画の調整を行うことで、利用者が使いやすく安全な施設の提供に努めています。

また、施設の老朽化に伴い、今後さらなる財政負担が生じることが予想されることから、利用者の安全や安心を確保したうえで、施設の長寿命化に努めることが求められています。

【今後の方向性】

将来にわたり安全でサービス水準を確保された教育を継続することができるよう、公共施設に対し、長期的かつ経営的な視点での計画や管理を行います。

大野城市教育施策大綱

令和●年●月

大野城市